

## 応募要領

### 地球規模課題国際研究ネットワーク事業 (国際共同研究等の推進)

農林水産省農林水産技術会議事務局（以下「農林水産技術会議事務局」といいます。）では、「地球規模課題国際研究ネットワーク事業（国際共同研究等の推進）」について、平成２２年度の委託事業を実施するに当たり、当該委託事業を受託する研究機関等を一般に広く募ることといたしました。つきましては受託を希望される方は、本要領に従って提案書を提出して下さい。

「地球規模課題国際研究ネットワーク事業（国際共同研究等の推進）」については、「地球規模課題国際研究ネットワーク事業（国際研究ネットワークの形成等の推進）」と合わせて、一つの事業の枠組みを形成しており、全体として、国際研究に取り組む我が国研究機関のネットワーク形成を推進しつつ、同時に、国際共同研究等を通じた海外機関とのネットワーク形成等を推進し、我が国が対応すべき食料安全保障分野、環境・資源分野の国際的な課題解決に貢献することを目指しています（全体については、別添参考を参照。）。

事業の性格上、「地球規模課題国際研究ネットワーク事業（国際共同研究等の推進）」と「地球規模課題国際研究ネットワーク事業（国際研究ネットワークの形成等の推進）」とは、別々に募集要領によって公募が行われますが、農林水産技術会議事務局としては、実際の事業運営に当たり、一体の事業として事業運営を行います。

「地球規模課題国際研究ネットワーク事業（国際共同研究等の推進）」（以下「本事業」といいます。）については、研究開発事業であることから本応募要領により企画公募を行います。本事業に取り組むことを希望する研究機関等は、この応募要領を熟読し、本事業について十分理解するようにお願いします。また、応募に当たっては、本応募要領に従って提案書を作成し、必要な書類をすべて整えて、締め切り期日までに農林水産技術会議事務局まで提出して下さい。

農林水産技術会議事務局では、提出していただいた応募書類について、提出書類等をチェックした上で外部有識者を含む審査委員による書類選考を実施し、その中から選ばれた提案について、選考会での選考を実施することを予定しております。

なお、本事業は、平成２２年度予算政府案に基づき公募を行っているため、今後、変更等があり得ることをあらかじめご承知おき下さい。

#### 第１ 事業名

平成２２年度「地球規模課題国際研究ネットワーク事業（国際共同研究等の推進）」

#### 第２ 事業の目的

我が国が対応すべき国際的な課題解決のため、海外機関との国際共同研究等を推進することを目的とします。

#### 第３ 公募研究課題、委託研究経費限度額等

本事業では、国内研究機関がコンソーシアムを形成し、国内のコンソーシアムが国の委託費を活用し、海外の研究機関等と共同で課題解決のための研究開発に取り組むことなどを推進します。ただし、共同して研究開発に取り組む海外の研究機関におい

て要する経費は、当該機関が負担することが必要です。

- 1 国内研究機関から構成されるコンソーシアムに対する委託研究について  
( 委託限度額 研究テーマ毎に20,000千円(消費税及び地方消費税込み) )  
( 事業実施期間 平成22年度～平成24年度:3年間(契約は単年度) )

本事業では対象の研究分野として「研究分野1:食料安全保障」と「研究分野2:環境・資源分野」を設定します。平成22年度では、それぞれの研究分野について研究テーマ1から3まで毎に以下のような研究を行うテーマを対象としたコンソーシアムの公募を行います。研究テーマ毎の具体的な研究開発目標及び取組内容は別紙1のとおりです。

**【研究分野1:食料安全保障分野】**

研究テーマ1: 我が国の食料安全保障に貢献する技術の開発

**【研究分野2:環境・資源分野】**

研究テーマ2: 農業分野における温室効果ガスの排出削減・吸収に関する技術開発

研究テーマ3: バイオマス資源の持続的生産・活用技術の開発

各研究テーマ毎に構成されたコンソーシアムでは、コンソーシアムを統括する機関(以下「ハブ機関」といいます。)を中心にコンソーシアム参加機関が一体となって、2の国際共同研究等を行うものとします。また必要に応じて、

(1) 海外現地調査、(2) 国際ワークショップ開催等に取り組むようにして下さい。

また、コンソーシアムとして、もう一つの事業の柱である「地球規模課題国際研究ネットワーク事業(国際研究ネットワークの形成等の推進)」の取組にも積極的に参加・協力するようにして下さい。

- 2 国際共同研究等について

本事業での国際共同研究等とは、契約の締結の有無に関わらず、海外の研究機関と共同して取り組む共同研究、海外研究機関の協力を受けた海外での研究開発、海外研究機関との研究交流等を含む幅広い範囲をカバーするものとします。

本事業では、国際共同研究等に要する経費については、我が国の研究機関は我が国側が、相手国が研究開発に取り組む場合の経費は相手国側が負担することとします。このため、本事業の委託費から海外の研究機関の研究開発に経費を支出することはできません。

なお、研究開発以外の分析等の役務費、実験ほ場の借り上げ等に必要な借料等、国内研究機関の研究開発に要する経費については、海外機関に対する支払であるとしても経費に含めることができます。

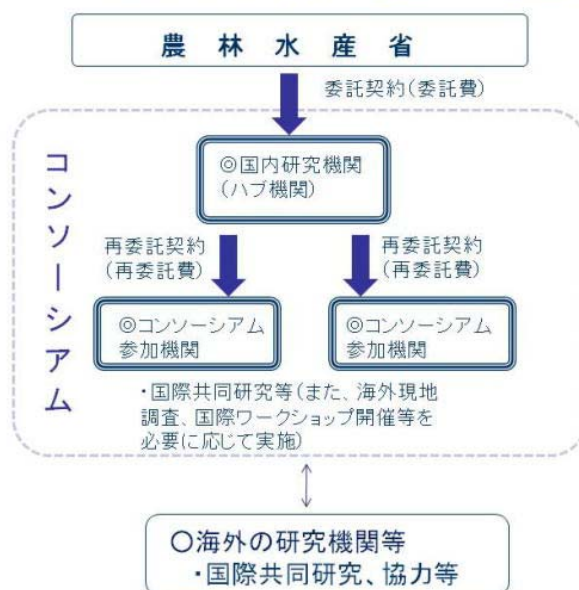
#### 第4 委託件数

「第3 公募研究課題、委託研究経費限度額等」に示す研究テーマ1から3まで毎に1件とします(各研究テーマを複数に分割して契約は行いません)。

#### 第5 委託契約期間

委託契約締結日から、平成23年3月22日を予定しています。

地球規模課題国際研究ネットワーク事業  
(国際共同研究等の推進)の概要図



## 第6 応募資格等

本事業では、コンソーシアム（ハブ機関及びコンソーシアム参加機関）を募集します。コンソーシアムは、2～5程度の複数の国内研究機関から構成され、国際共同研究等に一体となって取り組むこととします。応募に当たっては、ハブ機関がコンソーシアムを代表して応募することが必要です。

コンソーシアムとして研究開発に取り組むに当たっては、国からハブ機関への委託、ハブ機関からコンソーシアム参加機関への再委託の形で共同研究を実施することとします。ハブ機関及びコンソーシアム参加機関として応募が可能な機関は、次の1から2までの要件を満たす研究機関とします。

### 1 応募資格

応募することができる者は、次の①から④までの要件を満たす必要があります。

- ① 応募者は、企業、技術研究組合、特例民法法人、独立行政法人、大学、地方公共団体等の法人格を有する研究機関（※）であること。
- ② 応募時に、平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の審査申請を行っており、契約締結時に平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること（地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）。
- ③ 委託契約の締結に当たっては、農林水産技術会議事務局から提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 日本国内に研究開発拠点を有すること。

平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査申請については、(<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>)をご覧ください。

なお、研究機関が、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供

等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」

(<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>)にて確認できます。

## 2 コンソーシアムの要件

### (1) ハブ機関

ハブ機関は、コンソーシアムのハブ（主軸）として、研究実施期間中はコンソーシアムの研究開発の推進全体を統括し、コンソーシアムの研究開発の多くを担うことが期待されております。このため、ハブ機関は自ら研究開発に取り組む必要があり、その全部を参加機関に委託することはできません。

- ① 本研究テーマにおける研究開発責任者（プロジェクトリーダー）及び経理統括責任者を設置していること。
- ② 農林水産技術会議事務局との委託契約に準拠した内容でコンソーシアム参加機関との間で委託契約を締結（以下「再委託」といいます。）できるよう、再委託契約に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ③ 国際共同研究等に取り組むため知的財産権の研究成果に関し、参加機関に特許等の取得を促すなど適切な管理を行えること。また、国際研究等に取り組むため、海外の研究機関に対しても知的財産権の適切な管理を行うために必要な事務管理等を行う能力・体制を有すること。

### (2) コンソーシアム参加機関

コンソーシアム参加機関は、ハブ機関と再委託契約を締結し、研究テーマを分担します。

- ① 企業、技術研究組合、特例民法法人、独立行政法人、大学、地方公共団体等の法人格を有する研究機関（※）であること。
- ② 日本国内に研究開発拠点を有すること。
- ③ 委託契約の締結に当たっては、ハブ機関から提示する再委託契約書に合意できること。

※ 研究機関とは、以下の3つの条件を満たす機関をいいます。

- ① 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
- ② 研究開発を行うための経営基盤を有し、資金、設備等について管理能力を有すること。
- ③ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

## 第7 応募について

### 1 応募方法

応募者は、以下の2つのいずれかの方法により、応募を行うことができます。

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」といいます。）を利用した電子申請
- ② 郵送又は持参による申請

なお、FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。

また、e-Radを利用した応募を行う場合、応募者は、あらかじめ研究機関及び研究者情報の登録手続きが必要です。e-Radを利用した電子申請の詳細については、別紙2をご覧ください。

### 2 応募書類

#### 提案書一式

※ 提案書の作成に当たっては、本要領に従い、提案書（様式）にご記入下さい。  
なお、提案書は日本語で作成して下さい。

※ 郵送又は持参による申請の場合、提案書の提出部数は2部（正1部、副（正の  
コピー）1部）とします。

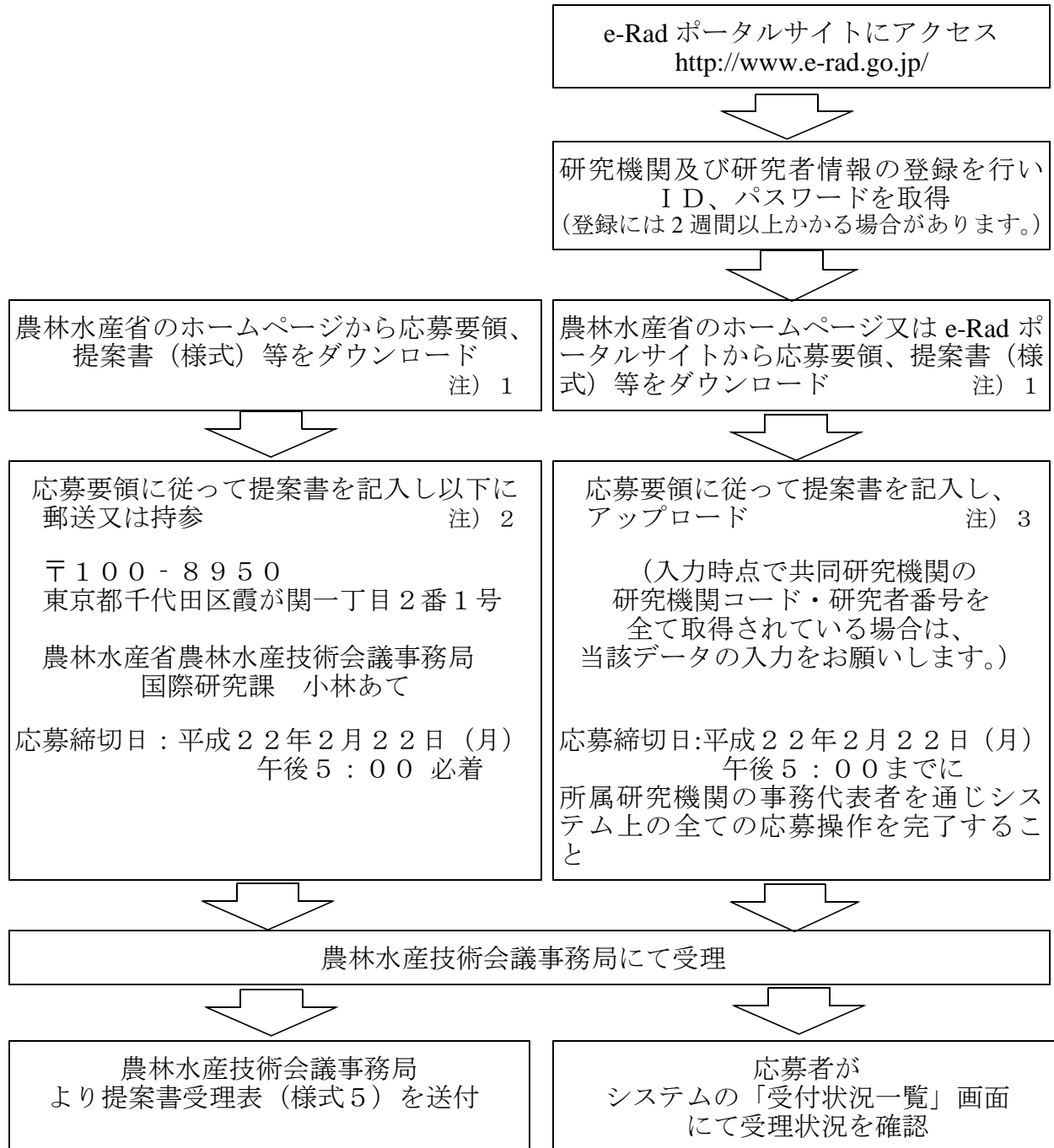
### 3 応募に当たっての注意事項

- ① 応募資格を有しない者の提案書は無効とします。
- ② 提案書の差し替え・修正は、締切期限内であれば可能です。その際は、事前に農林水産技術会議事務局担当者までご連絡下さい（コンソーシアムが e-Rad により応募された場合には、予め農林水産省側で、上書き禁止の解除操作を行わないと、応募書類をシステム上で修正することができません。）。なお、期限までに提出できない場合は、無効とします。余裕を持って早めにご応募下さい。
- ③ 提案書に不備があった場合は、提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに提出できない場合は、無効とします。
- ④ 提案書に虚偽が認められた場合は無効となります。
- ⑤ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑥ 提案書の返却には応じられません。

## 応募の流れ

### b. 郵送又は持参による申請の場合

### a. e-Rad を利用した電子申請の場合



- 注) 1. e-Rad を利用した電子申請を行う場合には、システム上にアップロードしただけでは、農林水産省に提出されません。所属研究機関の事務代表者によるシステム上の承認行為が行われないと、農林水産省に提出された扱いにはなりませんのでご注意ください。
2. 応募要領、提案書(様式)及び契約書(案)は、郵送による送付を希望することもできます。返信用封筒(宛名に切手(200円分)を貼付)を、第20の問い合わせ先まで送付して下さい。
3. 郵送の場合は、封筒に、「地球規模課題国際研究ネットワーク事業の公募に係る提案書在中」と朱書きして下さい。

## 第8 委託先の選定

### 1 審査方法

委託先の選定は、外部専門家等を含む審査委員会において下記の「2 審査基準」に沿って行います。また、必要に応じて、提案書の他に、追加資料等の提出や別途のヒアリングを求める場合があります。なお、提案書の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容については公表しません。

### 2 審査基準

コンソーシアム（ハブ機関及びコンソーシアム参加機関）の審査基準は次のとおりです。

- (1) 応募する研究テーマについて、提案内容が別紙1の「研究開発目標及び研究計画」に示した方針に合致しているか。
- (2) 応募する研究テーマについて、提案内容が別紙1の「研究開発目標及び研究計画」に示した達成目標に向けて十分な内容となっているか。
- (3) 提案内容が技術的に優れているか。
- (4) 提案内容に実現可能性があるか。また、研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。
- (5) 研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか。
- (6) 提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。
- (7) 海外との共同研究、協力体制等が優れているか。

## 第9 審査結果等の通知

審査結果は、3月下旬頃までに速やかに応募者に通知し、予定委託先名としてハブ機関とともにコンソーシアム参加機関名をホームページに公表します。このうち、予定委託先とされたハブ機関に通知する際には、研究実施に当たっての留意事項を必要に応じて付す場合があります。

また、審査委員の所属・氏名等について、予定委託先決定後、ホームページに公表します。

なお、提案者の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容等に関する照会にはお応えしないこととしております。

## 第10 委託契約の締結及び対象となる経費

### 1 委託契約の締結

採択されたコンソーシアムのハブ機関に対しては、平成22年度政府予算成立後、委託契約を締結します。なお、採択されたコンソーシアムのハブ機関は、委託契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなります。

### 2 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。なお、コンソーシアムから、海外の研究機関への研究開発の再委託、その他機関への再々委託による研究開発はできません。ただし、コンソーシアムの研究開発に必要なデータ収集・分析等の役務、会場借料等の経費については、海外機関、その他の機関等に対しても支出できます。

- (1) 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費
  - ① 人件費

研究（開発）に直接従事する研究開発責任者及び研究員等の人件費。

なお、国、あるいは、地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。

② 謝 金

委員会等の外部委員に対する出席謝金。講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金。

③ 旅 費

国内外国への出張に係る経費。

④ 試験研究費

- ・ 消耗品費  
機械・備品費に該当しない物品。
- ・ 印刷製本費  
報告書、資料等の印刷、製本に係る経費。
- ・ 借料及び損料  
物品等の借料及び損料。
- ・ 光熱水料  
研究施設等の電気、ガス、水道料。
- ・ 燃料費  
研究施設等の燃料（灯油、重油等）費。
- ・ 会議費  
委員会等の開催に係る会議費。
- ・ 賃 金  
本委託事業に従事する研究補助者等に係る賃金。
- ・ 雑役務費  
物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等。

⑤ 委託費

ハブ機関からコンソーシアム参加機関への再委託に要する経費。

⑥ その他必要に応じて計上可能な経費

外国人招へい旅費・滞在費、特許出願経費等。

(2) 一般管理費

④の試験研究費の15%以内。

(3) 消費税等相当額

(1)及び(2)の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の5%。

※1 コンソーシアム参加機関において計上できる経費は、上記の経費のうち(1)の⑤委託費を除いた経費です。

※2 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本委託事業が占める割合（エフォート※3）を人件費単価に乗じた額としてください。

※3 エフォート（研究専従率）：研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率（%）。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、通常の業務活動を含めた実質的な全仕事時間を指します。

※4 直接経費に計上できるものは、本事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は注意が必要です。

※5 一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務

費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分していただく必要があります。

- ※6 ハブ機関、コンソーシアム参加機関が特例民法法人の場合は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、国から特例民法法人に交付された補助金・委託費等（以下「補助金等」といいます。）のうち、他の法人等の第三者に分配・交付するものを5割未満にする必要があります。また、国から特例民法法人に交付された補助金等を年間収入の3分の2未満とする必要があります。

#### （4）機械・備品費

機械・備品費については本事業では原則として認めない方針としており、機材等の導入が必要な場合は、リースによる対応をご検討下さい。

事業実施上、やむを得ず機械・備品の導入が必要な場合については、予定委託先として選定された後に、導入時期も含めて担当まで別途ご相談下さい。ご相談に際しては、資料の作成・提出をお願いすることがありますので、予めご承知おき願います。参考までに、農林水産技術会議事務局の委託研究事業では、機械・備品費に関する定義は次のようになります。

##### （ 機械・備品費 ）

本研究課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が3万円以上の物品とします。ただし、研究開発用器具及び備品（試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡）については、取得価格が10万円以上の物品とします（ただし、借上げ（リース等）の方が経費を抑えられる場合には、経済性の観点から可能な限り借上げで対応して下さい。この場合の経費は、借料及び損料になります。）。

#### 第11 研究開発の運営管理

農林水産技術会議事務局は、研究開発責任者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目的及び目標に照らした適切な運営管理を実施します。

本事業の委託研究の具体的な運営管理は、「地球規模課題国際研究ネットワーク事業の実施について」（「平成22年1月8日付け21農会第916号農林水産技術会議事務局長決定※」、以下「事業実施決定」といいます。）に基づき実施します。

※については、

[http://affrc.staff/docs/research\\_international/2010/international\\_2010.htm](http://affrc.staff/docs/research_international/2010/international_2010.htm)  
をご参照下さい。

概要は次のとおりです。

#### 1 事業全体

地球規模課題国際研究ネットワーク事業全体の開始に当たり、全体の進行管理を農林水産技術会議事務局国際研究課長（以下「国際研究課長」といいます。）が実施します。国際研究課長は、全体の進捗状況及び成果を把握するとともに、必要に応じてコンソーシアムの研究開発責任者（プロジェクトリーダー）に対して指導等を行います。

す。

また、全体の進行管理を的確に把握・管理するために事業運営委員会を設置します。事業運営委員会では、国際研究課長を委員長とし、農林水産技術会議事務局の関係課や外部専門家（大学、企業等の研究者等）等により構成し、事業全体の推進方策の検討、事業の進捗状況、成果の把握等を行います。なお、必要に応じ、行政部局の関係課室長等や本事業のセンター機関、コンソーシアムの研究開発責任者（プロジェクトリーダー）の参加を求める場合があります。

## 2 各コンソーシアム

### (1) プログラムオフィサー

農林水産技術会議事務局は、各コンソーシアムによる委託研究の進行管理、関係各局との調整等を国際研究課長と共に行うプログラムオフィサー（PO）を農林水産技術会議事務局職員の中から指名します。POは、国際研究課長と共に研究の進捗状況及び成果を把握するとともに、関係者に報告し、必要に応じて研究開発責任者（プロジェクトリーダー）に対し指導等を行います。

### (2) 研究推進会議の設置等

コンソーシアム毎に農林水産技術会議事務局が参加する研究推進会議を設置します。研究推進会議では、原則として国際研究課長が委員長、POが副委員長として参加し、ハブ機関、コンソーシアム参加機関から研究の進捗状況等について聞き取りを行います。また、必要に応じて、農林水産省の関係課室や外部専門家（大学、企業等の研究者等）等にも参加を求めます。

研究推進会議では、

- ・ 推進方策の検討
- ・ 実施期間全体及び毎年度の研究実施計画の検討
- ・ 研究の進捗状況、成果の把握

等を行います。

## 第12 コンソーシアムによる研究成果の取扱い

### 1 研究成果の報告等

受託者（ハブ機関）は、毎年度の研究期間終了時まで、コンソーシアム参加機関のものもまとめて実績報告書を農林水産技術会議事務局長に提出していただきます。また、委託研究の最終年度の終了時に農林水産技術会議事務局で発行する研究成果を報告する冊子の原稿を作成していただきますので、予めご承知おき下さい。

### 2 研究成果の発表

ハブ機関及びコンソーシアム参加機関は、新聞、図書、雑誌論文等による研究成果の発表に際しては、研究者個人であっても、本事業による研究の成果であることを明記し、事前にその概要を農林水産技術会議事務局に連絡して下さい。また、公表した資料については、原則として毎年度末、必要に応じてその都度、農林水産技術会議事務局に報告していただきます。

### 3 研究成果の帰属

本事業の直接的な成果として特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権は農林水産技術会議事務局に帰属しますが、以下の（1）から（3）の条件を遵守していただく（遵守を確認する確認書を提出していただきます。）ことを条件に、ハブ機関に帰属させることができます。また、ハブ機関からコンソーシアム参加機

関への再委託に係る知的財産権の帰属先も、同様の条件によりコンソーシアム参加機関とする（必要に応じて、両機関間での持ち分を定める。）ことができます。詳細については、農林水産技術会議事務局にお問い合わせ下さい。

- (1) 研究成果が得られた場合には、ハブ機関は遅滞なく、コンソーシアム参加機関はハブ機関を通じて遅滞なく、農林水産技術会議事務局長に報告すること。
- (2) 農林水産技術会議事務局長が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、農林水産技術会議事務局長に対して当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由がない場合に、農林水産技術会議事務局長が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 当該知的財産権を第三者に譲渡・実施許諾等をする場合には、あらかじめ農林水産技術会議事務局長の承認を受けること。

なお、知的財産権に関する次の事項についても十分にご留意願います。

- ・ 本事業は、国の委託事業であることから、(1)により報告した研究成果をハブ機関やコンソーシアム参加機関に帰属させることで日本国内の農林水産業の振興に支障を来すなど、農林水産研究開発の推進上、不相当と判断される場合には、ハブ機関やコンソーシアム参加機関に知的財産権を帰属させることができません。したがって、ハブ機関やコンソーシアム参加機関への帰属の可否については、農林水産技術会議事務局が決定し、通知しますのでご留意下さい。ただし、ハブ機関やコンソーシアム参加機関が独立行政法人、国立大学又は地方公共団体の場合は、公共性の高い機関であること等を勘案して研究成果報告書の受領をもって帰属したとみなします。
- ・ 本事業の研究成果によって得られた知的財産権については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成 18 年 5 月 23 日総合科学技術会議）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成 19 年 3 月 1 日総合科学技術会議）に基づき、対応することとします。
- ・ 特許法では特許を受ける権利は発明者に帰属しますが、従業者等が職務として研究・開発した結果完成した発明（職務発明）に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者等による一定の貢献があることから、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継（あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと）を認めています。委託先において、職務発明規程等が定められていない場合、農林水産技術会議事務局との契約履行上、研究成果の帰属や権利の承継に不都合が生じますので、本委託事業の契約締結後速やかに整備して下さい。
- ・ 本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず決して第三者に漏らさないで下さい。出願前に研究成果を公開した場合、新規性は失われ特許権等を受けることができなくなりますので、くれぐれもご注意下さい。

### 第 1 3 国際共同研究における研究成果の扱い等について

「第 3 公募研究課題、委託研究経費限度額等」にもあるとおり、本事業での国際

共同研究とは、契約の締結の有無に関わらず、海外の研究機関と共同して取り組む共同研究、海外研究機関の協力を受けた海外での研究開発、海外研究機関との研究交流等を含む幅広い範囲をカバーするものとしませんが、国際共同研究等の研究開発に要する経費については、我が国の研究機関は我が国側が、相手国の経費は相手国側が負担することとします。

こうしたことから、特に、知的財産権が生じる可能性がある国際共同研究に取り組むに当たっては下記の「1 国際共同研究契約等の締結」や「2 応募の段階で既に国際共同研究等で知的財産権に関する規定がある場合」にあるような特別な注意が必要となります。

なお、委託費の中から支出することができる海外機関による研究開発以外の分析等の役務や、将来的に知的財産権が生じる可能性がない研究については、こうした対応は必要ありません。

詳細については、国際研究課担当者までお問い合わせ下さい。

### 1 国際共同研究契約等の締結

コンソーシアムと海外の研究機関が知的財産権を生じる可能性がある研究開発に取り組む場合は、生じる知的財産権について適切な取扱いができることを確実にするための国際共同研究契約等を整備することが必要となる場合があります。この場合にあつては、海外の研究機関の知的財産権の持ち分についても、農林水産技術会議事務局からコンソーシアムへの委託契約の規定に沿った対応ができるように、国際共同研究契約等を締結して下さい。また、そうした国際共同研究契約等を締結しようとする場合にあつては、事前に農林水産技術会議事務局までご相談下さい。

### 2 応募の段階で既に国際共同研究等で知的財産権に関する規定がある場合

提案時に既に国際共同研究契約等が締結されており、国際共同研究の取組の中で生じる知的財産権の取扱いなどが既に規定されているような場合にあつては、その旨提案書に記述願います。

また、「第6 応募資格等」の1の③に「農林水産技術会議事務局から提示する委託契約書に合意できること」とあることから委託先として選定された場合には、既にある契約の見直しなど、農林水産技術会議事務局からコンソーシアムへの委託契約の規定に沿った対応が確実にできるようにすることが求められますので、ご注意願います。なお、そうした対応ができない場合にあつては、契約ができなくなりますことを予めご理解下さい。

### 3 秘密の保持

海外の機関による機密保持等において適正な対応がなされるようにハブ機関及びコンソーシアム参加機関で対応していただく必要があります。

## 第14 評価等

農林水産技術会議事務局は、「農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成18年3月31日付け農林水産技術会議決定）」、事業実施決定等に基づき、研究テーマに関する進捗状況等の評価・点検や、研究により得られた成果等に関する追跡調査を実施します。

特に、コンソーシアムのハブ機関及びコンソーシアム参加機関は、研究課題の評価、点検に必要な資料の作成への協力が必要となります。また、委託契約終了後においても、追跡調査への協力をお願いします。なお、評価、点検等の結果は、研究計画の見直し、予算の配分等に反映されることがあります。

## 1 研究課題の評価、点検

コンソーシアムの研究テーマについては、研究実施期間の最終年度において、評価を実施します。また、1年目、2年目では、第11の事業運営委員会及び研究推進会議において研究の進捗状況の点検を実施します。

## 2 追跡調査

追跡調査として、得られた研究成果の普及・活用状況について、成果公表の翌年から5年間、ハブ機関又は必要に応じてコンソーシアム参加機関に対して、アンケート調査を実施します。

## 第15 本事業委託費（研究費）の不正使用

### 1 不正使用防止に向けた取組

研究費の不正使用防止への対応については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しました。本委託研究実施状況の報告等をしていただくとともに、体制整備等の状況に関する現地調査が行われる場合がありますので、ご承知おき下さい。

この一環として、農林水産技術会議事務局においては、本事業の経費執行に当たり、研究開発責任者、研究実施責任者及び経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行いただくため、経費執行についての指導・チェック体制の整備を行います。

具体的には以下のとおり行う予定ですので、ご了解ください。

- ・応募申請時：委託されている事業全体に関して、ハブ機関の中に研究実施責任者及び経理統括責任者を決めていただき、責任の所在を明確にしていただきます（提案書（様式）3-1）。
- ・受託機関決定後：課題採択が決定し次第、新規課題を実施するハブ機関の研究実施責任者及び経理統括責任者に対し、経費の適正執行について説明・指導を行います。
- ・実施1年目：国からの経費受入れに不慣れと思われる機関に対しては、必要に応じて現地指導を実施する場合があります。
- ・実施2年目以降：適正に執行されているか確認が必要と思われる機関（再委託先であるコンソーシアム参加機関を含む）に対しては必要に応じ、現地指導を実施する場合があります。

※については、[http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior/pdf/guideline\\_02.pdf](http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior/pdf/guideline_02.pdf)をご参照下さい。

### 2 不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究課題の研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、一定期間、本事業への参画を認めないこととします。

#### ア 研究費の不正使用を主導的に行った研究者

委託費等を返還した年度の翌年度以降2年以上5年以内の期間で、その不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間。

#### イ 不正受給を主導的に行った研究者

委託費等を返還した年度の翌年度以降5年間。

- ウ 不正使用等を共謀して行った研究者  
その不正使用又は不正受給を主導的に行った研究者と同一の期間。
- エ 他府省を含む他の委託費等において不正使用等を主導的に行った研究者及び共謀して行った研究者  
当該委託費等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間。

なお、上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに他の事業を所管する国の機関へ情報提供されますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

## 第16 虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応

本事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約が取り消され、委託費の一括返済、損害賠償等を受託機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本委託事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については第15の2の不正受給を行った場合と同様の措置がとられます。

## 第17 研究上の不正行為防止のための対応

### 1 不正行為防止に向けた取組

研究上の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議）に則り、農林水産省では、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しました。本事業で実施する研究活動には、このガイドラインが適用されます。

研究実施機関においては、このガイドラインに沿って、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口を設置し、不正行為の告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制を整備していただく必要があります。

※については、[http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior/pdf/guideline\\_01.pdf](http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior/pdf/guideline_01.pdf)をご参照下さい。

### 2 不正行為が行われた場合の措置

研究上の不正行為があったと認定された研究課題の研究開発責任者及び研究員等については、当該研究課題に係る委託経費について、その全部又は一部の返還を求める場合があります。

また、以下のとおり、一定期間、本委託事業への参画を制限する場合があります。

ア 不正行為に関与した者については、その不正行為の程度により不正があったと認定された年度の翌年度以降2年以上10年以内。

イ 不正行為に関与しなかったものの、責任者としての注意義務を怠ったなど、一定の責任があるとされた者については、その責任の程度により不正があったと認定された年度の翌年度以降1年以上3年以内。

なお、上記の措置については、当該不正行為の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関へ情報提供されますので、他の事業等においても参画が制限され

る場合があります。

#### 第18 秘密の保持

本事業に係る応募書類に含まれる個人情報、本委託事業の採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施等、農林水産技術会議事務局が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることとなります。

また、研究上の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等への応募制限のための情報提供が、内閣府その他研究資金を所管する国の機関に行われる場合があります。以上のことを予めご了解の上、応募書類へのご記入をお願いします。

#### 第19 次年度以降の取扱い

コンソーシアム（ハブ機関及びコンソーシアム参加機関）については、平成23年度及び24年度において継続して実施する予定のものについては、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、毎年度、当該研究の実施に先立ち、改めて委託契約の締結を行うものとしします。

ただし、第11の事業運営委員会における研究の進捗状況の点検の結果により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止等をすべきと判断された場合は、委託を行わないことがあります。

#### 第20 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、応募要領の公表後から応募の締め切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。

また、これ以外の問い合わせについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますのでご了承下さい。

#### 記

農林水産省農林水産技術会議事務局国際研究課

担当者：江上、小林、西村

TEL：03-3502-7466

FAX：03-5511-8788

## (別添参考) 地球規模課題国際研究ネットワーク事業の全体の取組方針

### (趣旨)

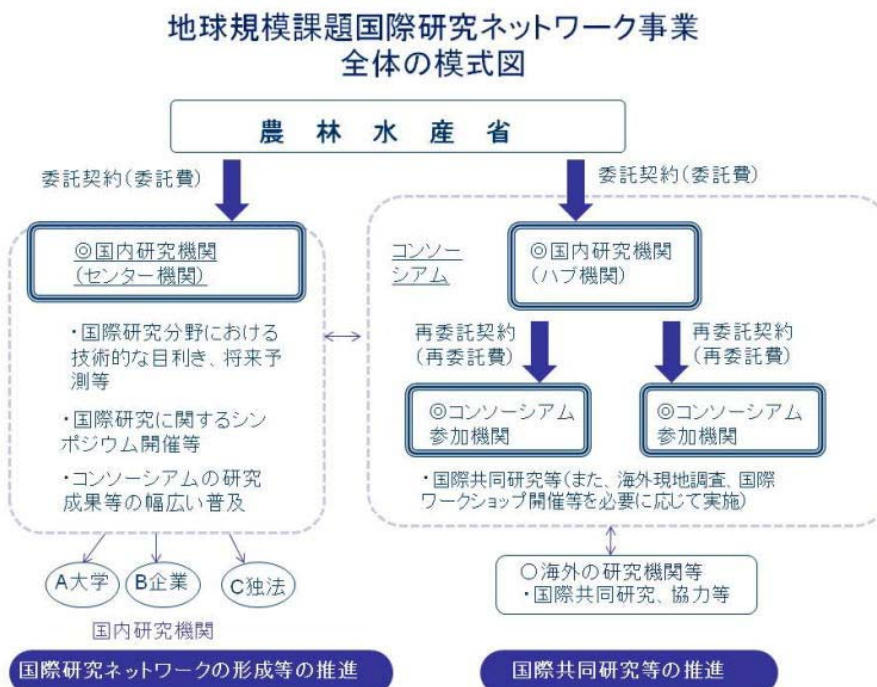
世界的な食料供給への懸念、地球温暖化の影響の顕在化等地球規模の様々な課題への対応が大きな課題となっている。こうした中、我が国は温室効果ガス削減の高い目標を掲げ、技術開発を進めながらその実現を主導していくこととしている。さらに、G8首脳会合等国際社会において研究開発、新技術に対する期待が一層高まっている。こうしたことから、今後は、課題解決に向けて我が国の研究機関の一層の連携強化を図り、課題解決に向けた取組を強化することが必要となっている。

このため、国際研究に取り組む国内機関の国際研究ネットワークの形成を推進するとともに、我が国や海外の研究機関の間の国際共同研究等を通じたネットワークの形成等を推進する。

### (取組内容)

国際研究ネットワークの形成等の推進のため、センター機関を設置して、国際研究分野における技術的な目利き、将来予測、国際共同研究の成果等の幅広い普及、国際研究全般に関するシンポジウム開催等を行う。

また、国際共同研究等を推進するため、ハブ機関を中心とした複数の研究機関からなるコンソーシアムにより、食料安全保障分野及び環境・資源分野における5つの研究テーマの国際共同研究等に取り組み、必要に応じて海外調査、国際ワークショップ等の開催等に取り組む。



「地球規模課題国際研究ネットワーク事業（国際共同研究等の推進）」  
の 研 究 開 発 目 標 及 び 研 究 計 画

## I 全体の目的、目標、計画

### 1 研究開発の目的

本研究では、我が国が対応すべき食料安全保障分野及び環境資源分野における国際的な課題解決のため、国際研究に取り組む我が国研究機関がハブ機関を中心とした複数の研究機関からなるコンソーシアムを構築し、国際共同研究等を推進することを目的とします。

本事業における国際共同研究等とは、海外の研究機関と共同して取り組む共同研究、海外研究機関の協力を受けた海外での研究開発、海外研究機関との研究交流等を含むものとします。

### 2 研究開発の目標

本研究では、国内研究機関によるコンソーシアムにより、3年以内の研究期間中に、海外現地調査、国際共同研究、ワークショップ開催等に取り組み、次に掲げる個別の研究テーマについて、その課題解決に貢献する一定の技術的な成果が得られることを目標とします。

また、同時に、こうした活動を通じて、持続的な国際的な研究ネットワークの形成を目指します。

## II 個別研究テーマ別の研究開発内容、目標等

上記 I の「全体の目的、目標、計画」に加えて、それぞれの研究開発の内容、目標等については、次のとおりです。

### ○研究テーマ 1：我が国の食料安全保障に貢献する技術の開発

#### (1) 研究開発の必要性

世界的に食料価格が高止まりしている中、今後、世界の人口の増加、諸外国の経済成長等に伴って穀物等の需要は大幅に増加することが予測されていること、地球温暖化の影響等により海外で問題となっている動植物病害虫が我が国に侵入し、我が国農業に悪影響を及ぼす事例が生じてきていることなどを踏まえ、我が国の食料安全保障に貢献するための研究開発を行う必要があります。

#### (2) 研究開発の具体的内容

我が国の食料安全保障に貢献する技術として、輸入穀物等の安定生産技術、越境性の動植物病害虫対策等のうち重要なもの一つに取り組みます。

具体的な取組例としては、以下のものが考えられます。

- ・海外依存度の高い穀物である大豆、とうもろこし等について、主要輸入先又は今後主要輸入先となる可能性のある中南米、中央アジア、東欧等から対象国を選定し、同国から我が国の需要に即した品質が安定的に生産できるようにするための技術開発等
- ・海外で問題となっている動植物病害虫のうち、地球温暖化の影響等によって我が国の農業に悪影響を及ぼす又は及ぼす可能性のあるものについて、それらの侵入を防止又は被害を軽減するための技術開発等

(3) 達成目標（最終目標）

我が国の食料安全保障に貢献する技術の開発について一定の成果を得ます。

(4) 平成22年度の委託研究経費限度額 20,000千円

○研究テーマ2：農業分野における温室効果ガスの排出削減・吸収に関する技術開発

(1) 研究開発の必要性

世界における温室効果ガス排出に占める農業分野からの排出割合が約14%である現状を踏まえ、農業分野における温室効果ガスの排出削減・吸収に関する科学的知見の蓄積に貢献するための研究開発を行う必要があります。

(2) 研究開発の具体的内容

農業分野における温室効果ガスの排出削減・吸収に貢献する技術として、水田土壌の炭素循環の解明、家畜の温室効果ガスの発生抑制技術の開発等のうち重要なもの一つに取り組みます。

具体的な取組例としては、以下のものが考えられます。

- ・アジアモンスーン地域における水田でのメタン等の温室効果ガスの排出や炭素蓄積について解明するため、海外でも利用可能な温室効果ガス排出量の推定のためのシミュレーションモデルの開発、炭素貯留量把握手法の開発、栽培・土壌管理技術の開発等
- ・主要な畜産国と協力して、消化管内微生物の国内外の比較に関する研究、メタン等温室効果ガス発生を抑制する飼養管理技術の開発、メタン等温室効果ガスの精緻な測定技術など消化管内微生物に関する研究を通じてメタン発生抑制技術の開発等

(3) 達成目標（最終目標）

温室効果ガスの吸収・排出削減に貢献する技術の開発について一定の成果を得ます。

(4) 平成22年度の委託研究経費限度額 20,000千円

○研究テーマ3：バイオマス資源の持続的生産・活用技術の開発

(1) 研究開発の必要性



## 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続きについて

## 1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システムとは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

## (1) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

e-Rad における研究機関・研究者の登録及びシステムの操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。また、操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイトから参照又はダウンロードすることができます。

マニュアル

研究者用 <http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>

研究機関用 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>

e-Rad ヘルプデスク

TEL 0120-066-877（フリーダイヤル）

（受付時間帯）午前9：30～午後5：30（土曜日、日曜日、祝日を除く）

※上記以外に関する問い合わせ（事業の具体的内容、応募資格等）は、e-Rad ヘルプデスクではなく農林水産技術会議事務局国際研究課担当者までお願いします。

## (2) e-Rad の利用可能時間帯

（月～金）午前6：00～翌午前2：00まで

（土～日）午前12：00～翌午前2：00まで

なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにて予めお知らせします。

## 2 e-Rad への研究機関・研究者情報の登録

## (1) 研究機関の登録

本事業に応募する場合、提案者が所属する研究機関は応募時までに e-Rad に登録されている必要があります。研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>）を参照して下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。一度登録が完了すれば、農林水産省及び他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、農林水産省及び他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、e-Rad では研究者の所属する研究機関を所属研究機関と称します。

## (2) 研究者情報の登録

提案者は、応募時までに提案者の研究者情報を e-Rad に登録し、e-Rad のログイン ID、パスワードを取得しておく必要があります。なお、研究者情報の新規登録は所属研究機関の事務代表者のみ行うことができますのでご注意下さい（e-Rad では、

所属研究機関において e-Rad に係る事務を総括する者を事務代表者と称します。)。必要な手続きは e-Rad ポータルサイトを参照して下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。

### 3 e-Rad による応募について

応募者は、e-Rad ポータルサイトから応募要領及び提案書(様式)、契約書(案)(Word、一太郎、PDF)をダウンロードし、応募要領に従って提案書を作成して下さい。提案書は日本語で作成して下さい。

※ e-Rad システム上は、提案者から直接農林水産技術会議事務局に対して応募することも可能ですが、委託プロジェクト研究では組織として応募していただく必要がありますので、必ず所属研究機関の事務代表者による e-Rad システム上での承認を得た上で応募して下さい(提案者が直接応募することは避けてください)。

※ 共同研究機関が研究機関コード・研究者番号を取得していない場合であっても、中核機関が当該コード・番号を取得している場合は、当該システムへの入力が可能です。なお、その場合、受託機関決定後速やかに、全ての共同研究機関において研究機関コード・研究者番号の取得をしていただき、e-Rad 上の「研究分担者」欄へ共同研究者情報について入力していただくこととなります。

### 4 応募受付期間

平成22年1月8日(金)～平成22年2月22日(月)午後5:00

※余裕を持って早めにご応募ください。

### 5 e-Rad 使用上の注意事項

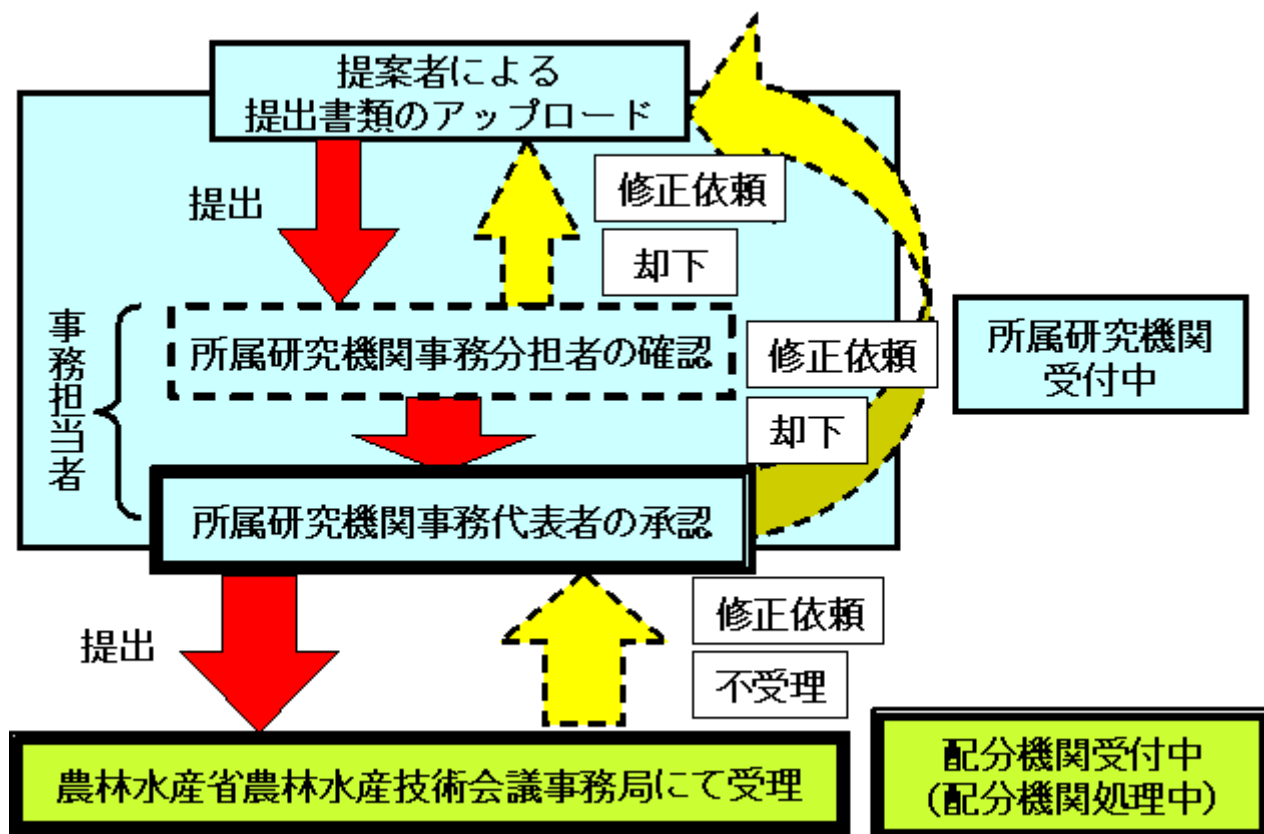
- ① 提出書類(アップロードファイル)は「Word」又は「一太郎」のいずれかの形式にて作成し、応募して下さい。「Word」又は「一太郎」の推奨動作環境については、ポータルサイトを参照して下さい。
- ② 提案書類は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換します。提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとして下さい。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。
- ③ アップロードできるファイルの最大容量は 3MB までです。複数のファイルをアップロードすることはできません。
- ④ 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認して下さい。利用可能な文字に関しては、e-Rad ポータルサイトに掲載されている操作マニュアル(「研究者向け」1.7-3～1.7-4 <http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>)を参照して下さい。
- ⑤ 提出書類をアップロード後、「受付状況一覧」画面の受付状況が「所属研究機関受付中」となっている間は、所属研究機関の事務担当者(e-Rad では、所属研究機関の事務代表者と事務分担者(e-Rad の事務を分担する者)を総称して事務担当者と称します。)から農林水産省へはまだ提出されていない状態ですので、提案内容を修正することが可能です。所属研究機関の事務代表者がシステム上の承認行為を行うと、農林水産省に提出されたとの扱いとなります(「受付状況一覧」画面の受付状況が、「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」と表示されます)。

なお、提出した応募書類を締切期限内に差し替え・修正を行う場合は、事前に農林水産技術会議事務局国際研究課担当者までご連絡下さい(予め農林水産省側で、

上書き禁止の解除操作を行わないと、応募書類をシステム上で修正することができません。)。その場合、提出期限までに提出できない場合は、無効となります。

- ⑥ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧」画面の受付状況が「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」となっていない提案書類は無効となります。応募書類の受理状況を必ず確認して下さい。
- ⑦ 応募受付期限までに e-Rad による応募手続きの操作を必ず完了して下さい。応募受付期限前に e-Rad にログインした場合であっても、応募受付期限の時刻を過ぎてから所属研究機関の事務代表者が承認操作を完了した場合には操作自体が無効となりますのでご注意ください(この場合、農林水産省に提案書類は提出されていません)。締切日間に、応募者側のサーバーダウン等のトラブルが万が一発生した場合、e-Rad へのデータの入力ができなくなることが予想されますので、余裕を持って早めに(少なくとも締切り一週間程前には)データの入力を行って下さい。
- ⑧ e-Rad で、「受付状況一覧」画面の受付状況が「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」となった後、1週間程度は、農林水産省担当者より、内容についての確認等の連絡をする場合がありますので、提案者と確実に連絡が取れるようにして下さい。

e-Radによる提案書類提出の流れ



「受付状況一覧」画面における「応募状況」の表示

作成中	提案者が入力途中の応募情報を一時保存した状態です。[再開]ボタンから応募情報の作成作業を再開することができます。
未確認	提案者が作成した自分の応募情報を提出していない状態です。[提出]ボタンをクリックしないと、応募情報は所属研究機関事務担当者に受け付けられません。
修正依頼	提出した応募情報に対して、所属研究機関事務担当者又は農林水産省担当者から修正依頼が入ってる状態です。[修正]ボタンから応募情報を修正し、再度提出して下さい。
所属研究機関受付中	応募情報が所属研究機関事務担当者に受け付けられた状態です。所属研究機関事務担当者から農林水産省の担当者にはまだ提出されていません。
配分機関受付中	提案者が提出した応募情報を事務代表者が承認し、農林水産省の担当者に受け付けられた状態です。
配分機関処理中	提出した応募情報は農林水産省の担当者に受理されました。
却下	提案者が提出した応募情報は、所属研究機関事務担当者が却下しました。却下理由は所属研究機関事務担当者に確認して下さい。
不受理	提出した応募情報は、農林水産省の担当者が不受理にしました。不受理理由は農林水産省の担当者に確認して下さい。

